

審議内容

1. 都市計画審議会各専門分科会間の連携（意見聴取について）

(1)（仮称）尼崎市みどりの基本計画の改定について

（関連計画 資料1について、事務局より説明）

委 員：公園のトイレに人がたくさん集まると混んでしまうことや老朽化している部分が多いため、使い勝手が悪い。公園を利用するにはトイレの清潔さが重要と感じる。イベント等で多くの人が公園に長時間滞在する場合などでも、子どもから高齢の方まで誰もが心地良く公園を利用できるようにトイレの整備を進めていただきたい。

事 務 局：公園のトイレを整備してから年数も経過しており、たくさんのご意見をいただいている。公園の整備というと従来は遊具の安全性確保の観点を第一に注力してきた経緯がある。魅力的な公園整備に向けた仕組み作りという観点から考えると、トイレを清潔に保つことは重要であると認識している。様々な問題はあるが、順次整備を進めたいと考えている。

委 員：資料のp3に記載されているParkPFI制度は、近年関西でも盛んに取り入れられている手法であるが、魅力的なものとそうでないものが出ている。民間企業に運営や整備を丸投げするのではなく、市民と一緒に公園を作る中に民間企業が参加しているというようなニュアンスを記載していただきたい。

委 員：P4に神戸市街路図と記載があるのはなぜか。

事 務 局：現在検討中のため、尼崎市がイメージする公園と類似しており、参考のため引用している。

委 員：街路樹は市民にとって貴重な緑であるが、防災という視点で考えると木が腐敗していると、倒木などのリスクがあるため、維持管理が非常に重要である。また、先ほども指摘があった公園のトイレは、時期や場所によって利用頻度が異なるため、優先順位をつけて整備を進める必要があると思う。場合によっては、常設なトイレではなく簡易トイレで対応するなどの工夫も必要である。

委 員：資料P3に記載されている計画の目標について、どういった方法で満足度等を把握するか教えていただきたい。

事 務 局：アンケート調査により、把握する予定である。緑によるまちの暮らしやすさ、公園の使いやすさ、緑に関する情報発信等の項目で満足していると回答した割合を元に計画の目標値を設定しようと考えている。

委 員：尼崎市は大阪市と神戸市の中間に位置しているため、交通機能が麻痺するなどの緊急時であっても、安全に通行することを想定して街路樹の整備を検討

してほしい。また、公園は平常時の利用だけでなく災害時の避難場所として機能するよう整備や維持管理、トイレの位置や水の保存場所等の情報発信等を考慮してほしい。

(2) (仮称) 尼崎市総合交通計画の改定について

(関連計画 資料2について、事務局より説明)

委 員：めざすべき姿に「つなぐ」というキーワードを記載しないのか。

事 務 局：「つなぐ」役割は交通本来の目的であるが、現状、仕事や観光で市外から来訪される方と市民との交流を促すという観点等も含め、かつ、目指す姿が長くなりすぎないよう「つどう」をキーワードとしており、単語としては違うが、「つなぐ」の考え方にも合致するものと考えている。また、計画内の随所に「つなぐ」に関連する要素は盛り込んでいくことになると考えている。

委 員：最近、都市計画に関する国や県の政策方針が変化してきている。特に交通分野は、街路について歩車分離の考え方から歩行者を優先する歩車共存の方針に大きく転換している。また、従来の交通手段は鉄道、自動車、歩行者のみであったが、キックボードや電動自転車のように多様化してきている。欧米ではモビリティハブという考え方が増えている。さらに、モビリティハブからコミュニティハブに変化してきている。このような近年の動向も踏まえながら、計画期間の10年間で十分に政策の根拠として耐えうる計画にしていただきたい。

事 務 局：既存の公共交通機関に限らず、多様化した交通手段も記載することを検討していく。特に今回の計画策定で新たに追加する観光に関する項目では、ウォーカブルな空間についての記載を充実させたいと考えている。また、近年普及してきたパーソナルモビリティについては、必要に応じてモビリティハブを整備することで、既存交通でカバーしきれなかった地域の利便性向上に繋がると考えている。

事 務 局：過去に住環境整備事業として歩行者優先のコミュニティ道路を整備しているが、様々な制度の整備ができていなかった。しかし、国や県の方針が変わり、ウォーカブルのような新しい考え方が出てきているので、ようやくこれらの取組が力を発揮する時代になってきたと考えている。道路は、ただ通行するためだけではなく人が集まるための空間であり、まちを形成する骨格であることを再認識しており、今ある道路空間の再配分が重要であると考えている。パーソナルモビリティについては、一人一台自家用車を持つ時代ではなくなってきている昨今の動向を踏まえると、シェアリングの環境を整備すること

も重要である。マンションの駐車場附置義務の緩和や環境政策との連携なども含めて、モビリティハブの整備を進めたいと考えている。

委 員：自転車やウォーカブルを進めると、歩行者と自転車が錯綜してしまうため、結果的に渋滞等の課題が出てくる。歩行者と自転車を分けるような、安全に交通できるような道路整備を進める一方で、自動車の渋滞が問題になる場合もあるので、総合的なマネジメントの観点から検討をしていただきたい。

事 務 局：これまでのまちづくりでは、都市計画は面、公園計画は点、道路計画は線のまちづくりと役割を分けて計画することが多く、上手く連携出来なかつた経緯がある。点としての公園、あるいは、線としての道路が、それぞれの地域とどのように繋がっていくのかを考えなければいけない時代になりつつあると思っている。

委 員：他市の事例では、自転車専用道路であっても歩行者がいるという事例もあるので、それぞれ通行すべき場所を通行するような安全教育をすることも含めて対応する必要がある。

委 員：交通施策を検討するプロセスの中で、市民の意見を聞くにあたり、どのような方法や対象で行うのか。

事 務 局：高齢者や身体障害者、子育て世代などの交通弱者への配慮は必要であると考えている中で、当事者への意見聴取の機会をどのように設けるかについては、事務局としても課題認識している。

事 務 局：どの自治体でも共通していることだが、尼崎市の総合計画でも人口を増やしたいと考えている。人口を増やすための基礎となる子育て世代を定住してもらえるようなまちづくりを進めたい。交通施策についても子育て世代を支える観点が重要であり、ベビーカーが利用しやすい公園や道路の整備などの取組を進めたいと考えている。

2. 尼崎市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定について

(1) 素案について

(説明資料2)について、事務局より説明)

委 員：P59 の「災害リスクを考慮した住宅の誘導」という表現が住まい方の誘導を指すのか、住宅の建物そのものの建築誘導を指すのか、分かりにくいのではないか。

事 務 局：住まい方の誘導もあれば住宅そのものの建築誘導もあると考えている。記載方法については再度検討したい。

事 務 局：誘導という言葉を用いるのであれば、建物の立地誘導ではなく住まい方や災

害時の対応も含めた住まい方の誘導であるという旨を明確に示したほうがよいと考える。

委 員：P66 に海拔 0 メートル地帯の図が記載されているが、図の字が小さ過ぎる。

事 務 局：伝えたい内容を検討し、修正する。

委 員：P79 に記載されている目標値の設定について、生活利便施設の数値が「-2」から「4」に変化しているが、この数値は何を示しているのか、改めて教えてほしい。

事 務 局：都市機能・住環境指数は公園利用満足度、地域推奨意欲、生活利便施設カバー率、5 年定着率の 4 つ指標からなっている。それぞれの指標で過去の基準年より改善していればプラス 1 ポイント、悪化していればマイナス 1 ポイントと計算し、最終的に 4 つ指標の点数を合計して算出するものである。資料の中で解説を追加する。

委 員：目標値だけの記載では、算出のプロセスは分かりにくいため、注釈等で説明を加えた方がよいのではないか。

事 務 局：算出過程が分かるように記載を検討する。また、基準値が右側で目標値が左側に記載されているが、尼崎市総合計画では左右が逆で記載されているため、位置を合わせる形で修正する。

（2）都市計画審議会の各専門分科会の意見等について

（審議事項について、資料 3を事務局より説明。）

委 員：2-2 都市交通の方針で記載している「大規模な民間開発の機会を捉え」と記載されているが、道路の部分に記載するのは問題ないか。

事 務 局：民間の敷地に関する記載を省略し、記載する表現を検討する。

委 員：都市景観の方針の屋外広告物に関する指摘についてだが、屋外広告物でどのようなにぎわいを創出しているのか教えてほしい。

事 務 局：屋外広告物というと看板等をイメージされるかもしれないが、商店街の垂れ幕や駐車場の案内等も店舗の名前が入っていれば屋外広告物扱いになる。さらに、近年であればデジタルサイネージも屋外広告物であるため、広告物の概念はとても広い。

委 員：公園にあるハトへの餌やり禁止の看板などは、注意書きとして必要なもの分かる一方で、非常に目立つこともあり街並みとして望ましくないと思う。

事 務 局：公園の利用では、苦情があると注意書きの看板を設置するという対応をこれまで行ってきた。禁止事項ではなくマナー啓発を記載するなど表現を改めることで印象も異なるはずである。また、人が集まりやすい公園を整備すること

とで、注意書きが無くても利用者が公共物の利用マナーを意識して公園を利用するようになると考えている。

委 員：アーティストにイラストを描いてもらって、優しい言葉で注意書きの看板を作った事例もあると聞いている。禁止事項を書くだけではなく、公共物の利用マナーを啓発することも有効であると思う。

事 務 局：屋外広告物というより、公共施設の利用のルールということになると思うので、「ダメですよ」と記載するのか、「マナーを守りなさい」と記載するのかということである。

委 員：表現を工夫していただきたい。

委 員：P24 公共交通「MaaS のイメージ」の字が小さい。

委 員：全体的に図が小さいので、必要なものとそうでないものを整理して記載すべきである。

事 務 局：内容等を精査し、修正する。

(市民説明会について、事務局より説明。)

以 上